

3月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第7号

美祢市教育委員会会議規則の一部改正について

美祢市教育委員会会議規則（平成20年美祢市教育委員会規則第2号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会会議規則（平成20年美祢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、住所及び氏名を記載し、署名押印の上」を「及び住所を記載し、署名又は記名押印の上」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第8号

美祢市教育委員会行政組織規則及び美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正について

美祢市教育委員会行政組織規則（平成20年美祢市教育委員会規則第4号）及び美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教育委員会行政組織規則及び美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

（美祢市教育委員会行政組織規則の一部改正）

第1条 美祢市教育委員会行政組織規則（平成20年美祢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（事務局の組織）

第7条 事務局に次の課及び班を置く。

- (1) 教育総務課 総務班
- (2) 学校教育課 学務班 指導班
- (3) 生涯学習スポーツ推進課 地域活動推進班 人権教育班
- (4) 文化財保護課 文化財保護班
- (5) 世界ジオパーク推進課 ジオパーク推進班

第8条第1項中「、事務所に事務所長を、必要に応じ課に課長補佐を、係に係長を」を削り、同条第2項中「主幹」の次に「、副主幹」を加え、「、企画員」及び「、事務所に主査、企画員又は主任を」を削る。

第10条中「、事務所及び係」を「及び班」に改める。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（班長の設置）

第11条 第7条に規定する班を統括する職員として、班長を置く。

2 班長の基本的な職務は、分掌する事務事業の進行管理を適切に実施し、班内での協働体制及び職務補完を図るとともに、班員への指導及び助言を行うものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

課	班	事務分掌
教育総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員に関する事。 (2) 教育委員会会議及び総合教育会議に関する事。 (3) 教育委員会に対する請願及び陳情に関する事。 (4) 教育委員会規則その他の規程の制定及び改廃に関する事。 (5) 学校の設置及び廃止に関する事。 (6) 学校の施設及び備品の管理に関する事。 (7) 調理場の管理運営に関する事。 (8) 教職員以外の職員の任免、給与、分限、懲戒及び服務に関する事。 (9) 児童及び生徒の通学支援に関する事。 (10) 私立幼稚園への補助に関する事。 (11) 公印に関する事。 (12) 儀式及び表彰に関する事。 (13) 公告式に関する事。 (14) 寄附物品の受納に関する事。 (15) 各課の連絡調整に関する事。 (16) 他課の所管に属しない事項に関する事。
学校教育課	学務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の保健及び福利厚生に関する事。 (2) 通学区の設定及び変更に関する事。 (3) 児童及び生徒の就学及び転学に関する事。 (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (5) 要保護及び準要保護の児童及び生徒の扶助に関する事。 (6) 教科書の無償給与に関する事。 (7) 日本スポーツ振興センターに関する事。 (8) 奨学資金に関する事。 (9) 児童及び生徒の保健及び安全に関する事。 (10) その他学務に関する事。
	指導班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事、服務及び管理に関する事。 (2) 教職員団体に関する事。 (3) 学級編制及び教職員の定数に関する事。 (4) 教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導その他の学校教育に係る専門的分野の指導に関する事。 (5) 教科書採択やその他の教材の取扱いに関する事。 (6) 教職員の研修に関する事。 (7) 学力調査に関する事。 (8) 学校保健会に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (9) 学校人権教育に関する事。 (10) 学校種間の連携及び接続に関する事。 (11) 学校、家庭及び地域の連携による教育に関する事。
生涯学習スポーツ推進課	地域活動推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習及びスポーツの推進に関する事。 (2) 社会教育施設及び社会体育施設の設置、管理及び廃止に関する事。 (3) 社会教育及びスポーツ関係の委員に関する事。 (4) 社会教育及びスポーツ団体の育成及び指導助言に関する事。 (5) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関する事。 (6) 青少年の健全育成に関する事。 (7) その他生涯学習、スポーツに関する事。
	人権教育班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権教育の推進及び調整に関する事。 (2) 人権教育事業の企画及び実施に関する事。 (3) 人権教育推進委員会に関する事。 (4) その他人権教育に関する事。
文化財保護課	文化財保護班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財に係る各種委員会に関する事。 (2) 文化財の調査、保護及び伝承に関する事。 (3) 文化財関係施設の設置、管理及び廃止に関する事。 (4) 文化財に係る学術資料の調査、収集及び保護に関する事。 (5) その他文化財に関する事。
世界ジオパーク推進課	ジオパーク推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) ジオパークの登録及び認定に関する事。 (2) ジオパーク活動の推進に関する事。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

(美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正)

第2条 美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会印	美祢市教育委員会印	方35	1教育総務課 長	公文書用
	山口県美祢市教育委員会之印	方45	1教育総務課 長	辞令用
	山口県美祢市教育委員会之印	方35	1美東事務所 長	公文書用
	山口県美祢市教育委員会之印	方35	1秋芳事務所 長	公文書用

」を「

教育委員会印	美祢市教育委員会印	方35	1教育総務課 長	公文書用
	山口県美祢市教育委員会之印	方45	1教育総務課 長	辞令用

」に改め、同表美東事務所長印及び秋芳事務所長印の部を削り、同表中「

18
18
18
18
18
18

」を「

17
17
17
17
17
17

」に改め、別記様式第2号から別記様式第4号までを次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

公 印 調 製 (廃棄) 願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

公印保管者

下記のとおり公印を調製(廃棄)したいので承認くださるようお願いします。

公 印 の 種 類		寸 法	
理 由			
使 用 開 始 又 は 廃 棄	年 月 日		
印 影		刻 字	
備 考		用 途	

別記様式第3号(第6条関係)

公 印 事 故 届

年 月 日

美祢市教育委員会 様

公印保管者

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

公 印 の 種 類		寸 法	
事 故 の 内 容		日 時	
		場 所	
事 後 の 処 置			
備 考			

別記様式第4号(第8条関係)

公印印刷承認願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

所属長 _____

下記のとおり公印を使用したいので承認願います。

記

帳票等の名称		刷込み枚数	
公印の種類		寸法(ミリメートル)	
公印刷込みを必要とする理由		備考	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第9号

美祢市教職員住宅管理規則等の一部改正について

美祢市教職員住宅管理規則（平成20年美祢市教育委員会規則第10号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教職員住宅管理規則等の一部を改正する規則

（美祢市教職員住宅管理規則の一部改正）

第1条 美祢市教職員住宅管理規則（平成20年美祢市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第1号(第6条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住 所

所 属 美祢市立 学校

職氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

教 職 員 住 宅 使 用 申 請 書

下記の理由により住宅を使用したいので、承認されるよう、美祢市教職員住宅管理規則第6条の規定により申請します。

記

申 請 の 理 由	
同 居 者 の 氏 名 年 齢 及 び 続 柄	
現 在 の 家 屋 の 状 況	(部屋数) 部屋
参 考 事 項	
所 属 長 意 見	
所 属 長 の 職 氏 名 印	

別記様式第3号(第8条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会 様

所 属 美祢市立 学校

職氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

教 職 員 住 宅 使 用 届

年 月 日付けで使用を承認された住宅に下記のとおり入居しましたので、
美祢市教職員住宅管理規則第8条の規定によりお届けします。

記

1 住宅所在地

2 入居年月日 年 月 日

別記様式第4号(第8条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住 所

所 属 美祢市立 学校

職氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

この度、住宅の使用の承認がありましたが、この住宅を使用するに当たっては、美祢市教職員住宅管理規則の規定を遵守することをお誓いします。

別記様式第5号(第15条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住 所

所 属 美祢市立 学校

職氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

教 職 員 住 宅 明 渡 予 定 届

この度、退職したので、下記により住宅を明け渡す予定であります。

記

- 1 住宅所在地
- 2 退職発令年月日 年 月 日
- 3 明渡予定年月日 年 月 日

別記様式第6号(第15条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住 所

所 属 美祢市立 学校

職氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

教 職 員 住 宅 使 用 延 期 願

この度、退職したので住宅を明け渡すはずのところ、下記の理由により、期限までに明け渡すことが困難のため、住宅の使用の延期を承認されるよう、お願いいたします。

記

1 住宅所在地

2 退職発令年月日 年 月 日

3 延期使用を申請する理由

4 明渡予定年月日 年 月 日

別記様式第7号(第16条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住 所

職氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

教 職 員 住 宅 明 渡 届

下記のとおり明け渡したので、美祢市教職員住宅管理規則第16条の規定によりお届けします。

記

1 住宅所在地

2 明渡年月日 年 月 日

(美祢市学校運営協議会規則の一部改正)

第2条 美祢市学校運営協議会規則（平成20年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

美祢市教育委員会 様

美祢市立 学校
校長

学校運営協議会委員の推薦について

美祢市学校運営協議会規則第4条の規定により、下記のとおり推薦します。

記

学校運営協議会名			
(ふりがな) 学校運営協議会委員氏名 (新任・再任)	現住所	年齢	推薦理由
	所属(役職等)	性別	
予 定 任 期	年 月 日から 年 月 日		

(美祢市立小中学校プール管理規則の一部改正)

第3条 美祢市立小中学校プール管理規則（平成20年美祢市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

第 号

年 月 日

美祢市教育委員会 様

美祢市立 学校長

プ ー ル 使 用 計 画 書

このことについて美祢市立小中学校プール管理規則第3条第3項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 名称 学校プール

2 使用期間及び使用時間

(1) 使用期間

月 日 プール清掃 注水開始

月 日 プール開き

月 日 プール使用終了

(2) 使用時間 時 ～ 時

(美祢市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第4条関係)

公民館使用(変更)許可申請書

美祢市教育委員会 様		年 月 日	
		住 所	
		氏 名	(※)
		電話番号	
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
次のとおり公民館を使用(変更)したいので申し込みます。			
使 用 目 的		集 合 予 定 人 員	
使 用 場 所	大ホール() 会議室() 和室() 講話室() 視聴覚室() 調理室()		
使 用 日 時	年 月 日	時 分 から	時 分 まで
	年 月 日	時 分 から	時 分 まで
開 始 時 間	時 分から(会議等の始まる時間を記入)		
※ 会 場 使 用 料	徴収する	徴収しない	
備 考			
※ 許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	

区 分	当 初	変 更	
		変 更 後	差 額
※施設使用料			

注 ※印のところは記入しない。

(美祿来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 美祿来福センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祿市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

美祿来福センター使用(変更)許可申請書				年 月 日
美祿市教育委員会 様				申請者 住所 氏名 (※)
				自宅電話()勤務先電話()
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
次のとおり使用(変更)したいので、許可くださるよう申請します。				
使用目的				入場料の有(円)・無
				授業料の有(円)・無
使用期間	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで			
	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで			
施設メニュー	利用人数			附 帯 設 備
	男	女	計	設 備 名
多目的ホールアリーナ				冷暖房
多目的ホール舞台				多目的ホールマイク
展示ホール				設備
小会議室				グランドピアノ
第1会議室				卓球、バドミントン、
第2会議室				ソフトバレー用具
和室				湯沸室
調理室				
減 免 申 請 ()の使用により減免を申請します。				

使用料		許可番号 第 号
室 使 用 料	円	年 月 日 許可書発行
その他使用料	円	使用料減免
合 計	円	許可条件(又は許可しない理由)

※太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

美祢来福センター 使用取消承認 申請書 使用料還付			
			年 月 日
美祢市教育委員会 様		申請者 住 所 氏 名 (※) 連絡先電話() (※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
次のとおり使用の取消し(使用料還付)を申請します。			
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 目 的			
使 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで 年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
使 用 場 所	多目的ホールアリーナ 多目的ホール舞台 展示ホール 小会議室 第1会議室 第2会議室 和 室 調理室		
その他の設備	冷暖房 多目的ホールマイク設備 グランドピアノ 卓球、バドミントン、ソフトバレー用具 湯沸室		
既 納 料 金			
申 請 理 由			

※ 処 理	還 付 年 月 日	還 付 金 額	備 考
	年 月 日	円	

(美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

上野コミュニティセンター使用（変更）許可申請書				
				年 月 日
美祢市教育委員会 様				
申請者 住所 _____				
氏名 _____ (※)				
自宅電話 _____				
緊急連絡先 _____				
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
次のとおり使用（変更）したいので、許可くださるよう申請します。				
使用目的				
使用期間	月 日	午前・午後	時から	午前・午後
	月 日	午前・午後	時から	時まで
施設名	利用人数			附帯設備
	男	女	計	設備名
和室				冷房・暖房
アリーナ				湯沸かし
調理室				
				利用の有無
				有・無
				有・無

減額又は免除の申請理由	
-------------	--

使 用 料		許 可 番 号	第	号
室 使 用 料	円	許可書発行日		年 月 日
		使用料減免		%
許可条件（又は許可しない理由）				

※ 太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

上野コミュニティセンター使用取消承認申請書			
美祢市教育委員会 様			年 月 日
		申請者 住所	
		氏名	(※)
		連絡先電話()	
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
次のとおり使用の取消しを申請します。			
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用目的			
使用期間	年 月 日 午前・午後 時から	午前・午後 時まで	
	年 月 日 午前・午後 時から	午前・午後 時まで	
使用場所	和 室 アリーナ 調理室		
その他の設備	冷暖房		
既納料金			
申請理由			
※ 処 理	還付年月日	還付金額	備考
	年 月 日	円	

(美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

美祢市民球場使用許可(変更)申請書				
				年 月 日
美祢市教育委員会 様				
申請者 住所及び団体名				
使用責任者名				(※)
(連絡先 電話)
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例・美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を遵守しますので、下記のとおり使用許可をくださいますようお願いいたします。				
使用目的		使用人員	人	
使用附属施設				
使用日時	年 月 日	時から	時まで	
	年 月 日	時から	時まで	
球場使用料	※ 850円× 時間＝		円	
減免措置	※教育委員会規則第3条第 号 <input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 1/2に相当する額			
減免後の額	※			
附属施設使用料	ミーティングルーム	放送施設	スコアボード	ロッカー室
	円	円	円	円
使用料	※ 円			
照明料	※ 3,050円× 時間＝		円	
合計使用料	※ 円			
備考	貸与備品、持込み備品()			

※印は記入しないでください。

別記様式第2号(第2条関係)

体育施設専用使用許可(変更)申請書																																
美祢市教育委員会 様		年 月 日																														
申請者 住所及び団体名																																
使用責任者名 (※) (連絡先 電話)																																
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。																																
美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例・美祢市体育施設の設置及び管理に関する 条例施行規則を遵守しますので、下記のとおり使用許可をくださいますようお願いしま す。																																
使用体育 施設名																																
使用目的																																
使用日時	年 月 日 時から 時まで 年 月 日 時から 時まで 年 月 日 時から 時まで 年 月 日 時から 時まで 年 月 日 時から 時まで																															
使用人員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">大人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人・小人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">人・小人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">人・小人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">人・小人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">人・小人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>		月	日		大人	人・小人	人	月	日		大人	人・小人	人	月	日		大人	人・小人	人	月	日		大人	人・小人	人	月	日		大人	人・小人	人
月	日		大人	人・小人	人																											
月	日		大人	人・小人	人																											
月	日		大人	人・小人	人																											
月	日		大人	人・小人	人																											
月	日		大人	人・小人	人																											
使用料金	※ 日 × 円 =																															
減免措置	※教育委員会規則第3条第 号 <input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 1/2に相当する額																															
備考	特別設備をする																															
	備品を使用する																															
	用具を持ち込む																															

※印は、記入しないでください。

(美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第4条関係)

スポーツセンター使用許可(変更)申請書			
		年	月
		日	
美祢市教育委員会 様		住所又は所在地	
		申請者	
		団体名及び代表者氏名 (※)	
		自宅電話() 勤務先電話()	
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
次のとおり使用(変更)したいので、許可くださるよう申請します。			
使 用 場 所		使用人員	
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日	時 から	
	年 月 日	時 まで	
入場料等の徴収の有無と金額	有 ・ 無	金 額	円

使 用 料		許可番号 第	号
アリーナ	円	年	月 日 許可書発行
会議室	円	減免措置 第5条第 号	
		<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 1/2に相当する額	
合 計	円	許可条件(又は許可しない理由)	
備 考			

(美祢市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第9条 美祢市文化財保護条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第4号から別記様式第20号までを次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

文化財指定同意書	
	年 月 日
美祢市教育委員会様	
住所	〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地〕
氏名	〔法人にあつては、名称及 び代表者の氏名〕 (※)
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
私の所有(占有)する下記の	有形文化財 美祢市指定有形 有形民俗文化財を 美祢市指定有形民 記念物 美祢市指定史跡(名勝・
文化財 民俗文化財 天然記念物)	に指定されることに同意します。
記	
1 名称及び員数	
2 所在の場所	

(その2)

文化財管理団体指定同意書

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 〔法人にあつては、主たる〕
事務所所在地

氏 名 〔法人にあつては、名称及〕 (※)
び代表者の氏名

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私の所有(占有)する下記
の 美 祢 市 指 定 有 形 文 化 財
美 祢 市 指 定 有 形 民 俗 文 化 財 について、
美 祢 市 指 定 史 跡 (名 勝 ・ 天 然 記 念 物)

美祢市文化財保護条例の規定により

を管理団体に指定されることに同意します。

記

1 種別・名称及び員数

2 指定書の記号番号及び指定年月日

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指定天然記念物にあつては、指定年月日を記載すること。

備考 この様式は、所有者(権原に基づく占有者)の同意書として使用する。

指 定 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり指定書を 滅失(損傷・亡失)した
盗 み 取 ら れ た ので再交付を申請します。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 滅失(損傷・亡失・盗難)の年月日及び場所
- 4 滅失(損傷・亡失・盗難)の理由
- 5 その他参考となる事項

添付書類

盗難の場合にあっては、盗難届出証明書

認 定 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所

氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり認定書を 滅失(損傷・亡失)した
盗 み と ら れ た ので再交付を申請します。

記

1 名 称

2 認定書の記号番号及び認定年月日

3 滅失(損傷・亡失・盗難)の年月日及び場所

4 滅失(損傷・亡失・盗難)の理由

5 その他参考となる事項

添付書類

盗難の場合にあつては、盗難届出証明書

文化財所有者変更届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり所有者が変更したのでお届けします。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 旧所有者の氏名(名称)及び住所
- 4 新所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指定天然記念物にあつては、指定年月日を記載すること。

文化財 所有者 氏名等変更届
管理責任者

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあつては、主たる事
務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び
代表者の氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり 氏名(名称)
住 所 を変更したのでお届けします。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 変更前の 所有者 の 氏名(名称)
管理責任者 の 住 所
- 4 変更後の 所有者 の 氏名(名称)
管理責任者 の 住 所
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類 1 住所の変更の場合にあつては、住民票の写し

2 氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指定天然記念物にあつては、指定年月日を記載すること。

文化財保持者氏名等変更届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所

氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり氏名(芸名・雅号・住所)を変更したのでお届けします。

記

- 1 名 称
- 2 認定書の記号番号及び認定年月日
- 3 変更前の氏名(芸名・雅号・住所)
- 4 変更後の氏名(芸名・雅号・住所)
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となる事項

添付書類

- 1 住所の変更の場合にあつては、住民票の写し
- 2 氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本

文化財保持者心身故障届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所

氏 名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり保持者が心身の故障を生じたのでお届けします。

記

- 1 名 称
- 2 認定書の記号番号及び認定年月日
- 3 保持者の氏名及び住所
- 4 心身の故障の生じた年月日
- 5 心身の故障の状況
- 6 その他参考となる事項

添付書類

医師の診断書

文化財保持者死亡届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所

氏 名 (※)

(保持者との続柄)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり保持者が死亡したのでお届けします。

記

- 1 名 称
- 2 認定書の記号番号及び認定年月日
- 3 保持者の氏名及び住所
- 4 死亡の年月日
- 5 死亡の理由
- 6 その他参考となる事項

添付書類

死亡事項の記載された戸籍抄本

文化財 保持団体
保存団体 名称等変更届

年 月 日

美祢市教育委員会様

事務所の所在地

名 称

代表者又は管理人の氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり 保持団体
保存団体 の 名 称
事務所の所在地 を変更したのでお届けします。

記

1 名 称

2 認定書の記号番号及び認定年月日

3 変更前の 保持団体
保存団体 の 名 称
事務所の所在地

4 変更後の 保持団体
保存団体 の 名 称
事務所の所在地

5 変更の年月日

6 その他参考となるべき事項

文化財 保持団体 代表者等変更届
保存団体

年 月 日

美祢市教育委員会様

事務所の所在地

名 称

代表者又は管理人の氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり 保持団体 代表者(管理人)
保存団体 の 構 成 員 を変更(異動)したのでお届けしま
す。

記

- 1 名 称
- 2 認定書の記号番号及び事務所の所在地
- 3 保持団体 保存団体 の名称及び事務所の所在地
- 4 旧代表者(旧管理人) 旧 構 成 員 の氏名及び住所
- 5 新代表者(新管理人) 新 構 成 員 の氏名及び住所
- 6 新代表者(新管理人) 新 構 成 員 の生年月日及び経歴
- 7 変更(異動)の年月日
- 8 変更(異動)の理由
- 9 その他参考となるべき事項

文 化 財 保 持 団 体 解 散 届
保 存 団 体

年 月 日

美祢市教育委員会様

事務所の所在地

名 称

代表者又は管理人の氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり 保持団体
保存団体 が解散(消滅)したのでお届けします。

記

1 名 称

2 認定書の記号番号及び認定年月日

3 保 持 団 体 の名称及び事務所の所在地
保 存 団 体

4 解散(消滅)の年月日

5 解散(消滅)の理由

6 その他参考となるべき事項

文化財滅失等届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり 滅失(損傷・亡失)した
盗み取られた のでお届けします。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者の氏名(名称)及び住所
- 4 管理責任者
管理団体の氏名(名称)及び住所
- 5 滅失(損傷・亡失・盗難)の事実の発生の日時及び場所
- 6 滅失(損傷・亡失・盗難)の事実の発生当時における管理の状況
- 7 滅失(損傷・亡失・盗難)の原因並びに損傷の場合は、その箇所及び程度
- 8 滅失(損傷・亡失・盗難)の事実の発見の日時及び場所
- 9 滅失(損傷・亡失・盗難)の事実の発見後の措置
- 10 その他参考となる事項

添付書類

盗難の場合にあつては、盗難届出証明書

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指定天然記念物にあつては、指定年月日を記載すること。

文化財所在場所変更届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり所在地の場所を変更
した
した
したのでお届けします。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者の氏名(名称)及び住所
- 4 管理責任者
管理団体の氏名(名称)及び住所
- 5 現在の所在の場所
- 6 変更後の所在の場所
- 7 変更しようとする
した 年月日
- 8 変更しようとする
した 理由
- 9 その他参考となる事項

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指定天然記念物にあつては、指定年月日を記載すること。

土地の所在等変更届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり土地の所在(地番、地目、地積)が変更したのでお届けします。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 変更前の土地の所在、地番、地目及び地積
- 4 変更後の土地の所在、地番、地目及び地積
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

文化財管理責任者 選任 届
解任

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり管理責任者を 選任 したのでお届けします。
解任

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 管理責任者の氏名(名称)及び住所
- 4 管理責任者の職業及び年齢
- 5 選任 解任 の年月日
- 6 選任 解任 の理由
- 7 その他参考となる事項

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。

文化財現況変更等許可申請書

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記により 美祢市指定有形文化財の現況を
美祢市指定史跡(名勝・天然記念物)の保存に影響を及ぼす行
更
為を したいので許可されるよう申請します。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 占有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為 が必要とする理由
- 8 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為 の内容及び実施の方法
- 9 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為 のための所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場
所並びに当該行為の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為 の着手及び終了の予定時期
- 11 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為 に係る工事その他の行為の施行者の氏名(名称)及び住所
- 12 その他参考となる事項

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指
定天然記念物にあっては、指定年月日を記載すること。

有形民俗文化財現状変更等届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記により美祢市指定有形民俗文化財の現状を変更したいので
保存に影響を及ぼす行為を
お届けします。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 占有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 現 状 変 更 保存に影響を及ぼす行為 が必要とする理由
- 8 現 状 変 更 保存に影響を及ぼす行為 の内容及び実施の方法
- 9 現 状 変 更 保存に影響を及ぼす行為 のための所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場
所並びに当該行為の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 現 状 変 更 保存に影響を及ぼす行為 の着手及び終了の予定時期
- 11 現 状 変 更 保存に影響を及ぼす行為 に係る工事その他の行為の施行者の氏名(名称)及び住所
- 12 その他参考となる事項

文 化 財 修 理 届

年 月 日

美祢市教育委員会様

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記により修理したいのでお届けします。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 占有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者又は管理団体がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 修理の着手及び終了の予定時期
- 11 修理に係る工事その他の行為の施行者の氏名(名称)及び住所
- 12 その他参考となる事項

注 指定書の記号番号及び指定年月日は、美祢市指定史跡、美祢市指定名勝又は美祢市指定天然記念物にあつては、指定年月日を記載すること。

(美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第1号(第6条関係)

資料等利用申込書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団体名
所在地
申込者 又は住所
職・氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり資料等の利用を許可されるよう申し込みます。

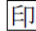
目的及び内容	
利用の資料、施設器具	
利用の期日	
摘要	

資料等利用許可書

年 月 日

団体名
所在地
申込者 又は住所
職・氏名

様

美祢市教育委員会 

年 月 日付で申込みのあった資料等の利用について、次のとおり許可します。

番号	資料、施設器具名	冊(点)数	摘要
利用の目的			
期日			
条件			

別記様式第2号(第7条関係)

館外利用申込書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団体名
所在地
申込者 又は住所
職・氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり館外利用を許可されるよう申し込みます。

番号	資料名	著作者名	冊(点)	利用の目的等
期間				
摘要				

館外利用許可書

年 月 日

団体名
所在地
申込者 又は住所
職・氏名 様

美祢市教育委員会 印

年 月 日付けで申込みのあった館外利用について、次のとおり許可します。

番号	資料名	著作者名	冊(点)
利用の目的			
期間			
条件			

別記様式第3号(第7条関係)

借 用 書

美祢市教育委員会 様

この度、貴館の資料を次のとおり借用します。

番 号	資 料 名	著 作 者 名	冊 (点)
目 的			
期 間			

年 月 日

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名 (※)

連絡先(電話)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

別記様式第4号(第8条関係)

代 替 物 賠 償 願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付けで利用の許可を受けた資料を亡失(破損)しましたから同一種類の代替物をもって、次のとおり賠償したいので御承認をお願いします。

亡 失 資 料 名 破 損	
同 上 著 作 者 名	
同 上 冊 (点) 数	
代 替 物 名	
評価者の住所・氏名	
摘 要	

別記様式第5号(第8条関係)

現金賠償願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団体名

所在地

申込者 又は住所

職・氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付けで利用の許可を受けた資料を亡失(破損)しましたから、現金をもって次のとおり賠償したいので、御承認をお願いします。

亡失 破損	資料名	
同上	著者名	
同上	冊(点)数	
亡失 破損	資料の評価額	
	評価者の住所・氏名	
摘	要	

別記様式第6号(第9条関係)

寄 贈 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この度、貴館に実物等を寄贈したいので、次のとおり申し込みます。

番号	実物等の名称	著 作 者 名	冊(点)数	摘 要

別記様式第7号(第10条関係)

寄 託 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この度、貴館に実物等を寄託したいので、次のとおり申し込みます。

番 号	実 物 等 の 名 称	著 作 者 名	冊 (点) 数	摘 要
寄託の期間				
寄託の条件				

(美祢市歴史民俗資料館等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 美祢市歴史民俗資料館等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第1号(第4条関係)

資料等利用申込書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団体名

所在地

申込者 又は住所

職・氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり資料等の利用を許可されるよう申し込みます。

目的及び内容	
利用の資料、施設器具	
利用の期日	
摘要	

資料等利用許可書

年 月 日

団体名

所在地

申込者 又は住所

職・氏名

様

美祢市教育委員会



年 月 日付けで申込みのあった資料等の利用について、次のとおり許可

します。

番号	資料、施設器具名	冊(点)数	摘要
利用の目的			
期日			
条件			

別記様式第2号(第5条関係)

館 外 利 用 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり館外利用を許可されるよう申し込みます。

番 号	資 料 名	著 作 者 名	冊 (点)	利用の目的等
期 間				
摘 要				

館 外 利 用 許 可 書

年 月 日

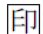
団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名

様

美祢市教育委員会 

年 月 日付けで申込みのあった館外利用について、次のとおり許可しま

す。

番 号	資 料 名	著 作 者 名	冊(点)
利用の目的			
期 間			
条 件			

別記様式第3号(第5条関係)

借 用 書

美祢市教育委員会 様

この度、貴館の資料を次のとおり借用します。

番 号	資 料 名	著 作 者 名	冊 (点)
目 的			
期 間			

年 月 日

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名 (※)

連絡先(電話)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

別記様式第4号(第6条関係)

代替物賠償願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付けで利用の許可を受けた資料を亡失(破損)しましたから同一種類の代替物をもって、次のとおり賠償したいので御承認をお願いします。

亡失資料名 破損	
同上著作者名	
同上冊(点)数	
代替物名	
評価者の住所・氏名	
摘 要	

別記様式第5号(第6条関係)

現金賠償願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団体名

所在地

申込者 又は住所

職・氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付けで利用の許可を受けた資料を亡失(破損)しましたから、現金をもって次のとおり賠償したいので、御承認をお願いします。

亡失 破損	資料名	
同上	著作者名	
同上	冊(点)数	
亡失 破損	資料の評価額	
	評価者の住所・氏名	
摘	要	

別記様式第6号(第7条関係)

寄 贈 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この度、貴館に実物等を寄贈したいので、次のとおり申し込みます。

番 号	実 物 等 の 名 称	著 作 者 名	冊 (点) 数	摘 要

別記様式第7号(第10条関係)

寄 託 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名

所 在 地

申込者 又は住所

職・氏 名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この度、貴館に実物等を寄託したいので、次のとおり申し込みます。

番 号	実 物 等 の 名 称	著 作 者 名	冊 (点) 数	摘 要
寄託の期間				
寄託の条件				

(美祿市奨学基金条例施行規則の一部改正)

第12条 美祿市奨学基金条例施行規則（平成20年美祿市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第5号(第6条関係)

入 学 届

私は、 に入学しましたので、在学証明書を添付し届け出ます。

年 月 日

美祿市教育委員会 様

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

別記様式第6号(第6条関係)

住 所 届

年 月 日

美祿市教育委員会 様

氏 名

本人住所
保護者住所
保護者住所の地図(家の位置が分かること。)

※ 住所届は、異動の都度提出のこと。

(美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年美祢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号まで及び別記様式第5号から別記様式第9号までを次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

特 別 観 覧 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名
所 在 地
申 込 者 又 は 住 所
職 ・ 氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり美祢市長登銅山文化交流館の特別観覧を許可されるよう申し込みます。

目 的 及 び 内 容		
特 別 観 覧 資 料	数	備 考
特 別 観 覧 の 期 日		
摘 要		

年 月 日

上記により申込みのあった者につき、次のとおり美祢市長登銅山文化交流館の特別観覧を許可します。

美祢市教育委員会 印

目 的 及 び 内 容		
特 別 観 覧 資 料		
期 日		

別記様式第2号(第4条関係)

館 外 貸 出 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名
所 在 地
申込者 又は住所
職 ・ 氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり美祢市長登銅山文化交流館館外貸出しを承認されるよう申し込みます。

番 号	資 料 名	著 作 者 名	点(冊)	利用の目的等
期 間				
摘 要				

年 月 日

上記により申し込みのあった者につき、次のとおり館外貸出しを承認します。

なお、当該資料につき管理上必要がある場合は、美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第4項により返還を求める場合があります。

美祢市教育委員会 印

資 料 名	
利 用 の 目 的	
期 間	

長登銅山文化交流館研修室使用(変更)許可申請書

美祢市教育委員会 様	年 月 日				
住 所					
氏 名	(※)				
電話番号					
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 次のとおり美祢市長登銅山文化交流館を使用(変更)したいので申し込みます。					
使用目的		集合予定 人 員			
使用場所	研修室				
使用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	※下記の各時刻も詳細に記入してください。				
	準備開始時刻	時	分	・ 受付開始時刻	時
開会時刻	時	分	・ 終了時刻	時	分
備 考					

別記様式第5号(第10条関係)

観覧料等還付申請書

年 月 日	
美祢市教育委員会 様	
住 所	
申請者	
氏 名 (※)	
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
次のとおり美祢市長登銅山文化交流館観覧料等の還付願いたいので申請します。	
区 分	観覧料 ・ 使用料
観覧・使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	
既 納 料 金	円
申 請 理 由	

上記申請を相当なものとし、次のとおり観覧料等を還付する。

美祢市教育委員会



還 付 年 月 日	年 月 日
還 付 金 額	円
備 考	

別記様式第6号(第12条関係)

代 替 物 賠 償 願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名
所 在 地
申込者 又は住所
職・氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付けで承認を受けた美祢市長登銅山文化交流館資料を亡失(破損)したため、同種類の代替物をもって、次のとおり賠償したいので承認をお願いします。

亡 失 資 料 名 破 損	
同 上 著 作 者 名	
同 上 点 (冊) 数	
代 替 物 名	
評 価 者 の 住 所 ・ 氏 名	
摘 要	

年 月 日

上記申請のとおり、代替物賠償を承認する。

美祢市教育委員会



別記様式第7号(第12条関係)

現金賠償願

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団体名
所在地
申込者 又は住所
職・氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付けで承認を受けた美祢市長登銅山文化交流館資料を亡失(破損)したため、現金をもって次のとおり賠償したいので、承認をお願いします。

亡失 破損 資料名	
同上 著作者名	
同上 点(冊)数	
亡失 破損 資料の評価額	
評価者の住所・氏名	
摘 要	

年 月 日

上記申請のとおり、現金賠償を承認する。

美祢市教育委員会



別記様式第8号(第13条関係)

寄 贈 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名
所 在 地
申込者 又は 住所
職 ・ 氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この度、美祢市長登銅山文化交流館に実物等を寄贈したいので、次のとおり申し込みます。

番号	実物等の名称	著 作 者 名	点 (冊) 数	摘 要

別記様式第9号(第14条関係)

寄 託 申 込 書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

団 体 名
所 在 地
申込者 又は 住所
職 ・ 氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この度、美祢市長登銅山文化交流館に実物等を寄託したいので、次のとおり申し込みます。

番号	実物等の名称	著 作 者 名	点(冊)数	摘 要
寄託の期間				
寄託の条件				

(美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年美祢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

河原コミュニティセンター使用（変更）許可申請書					
					年 月 日
美祢市教育委員会 様					
申請者 住所 _____					
氏名 _____ (※)					
自宅電話 _____					
緊急連絡先 _____					
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。					
次のとおり使用（変更）したいので、許可くださるよう申請します。					
使用目的					
使用期間	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
施設名	利用人数			附帯設備	
	男	女	計	設備名	利用の有無
和室				冷房・暖房	有・無
アリーナ				湯沸かし	有・無
調理室					

減額又は免除の申請理由	
-------------	--

使用料	許可番号	第	号
室使用料	円	許可書発行日	年 月 日
		使用料減免	%
許可条件（又は許可しない理由）			

※ 太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

河原コミュニティセンター使用取消承認申請書			
			年 月 日
美祢市教育委員会 様			
申請者 住所			
氏名 (※)			
連絡先電話()			
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
次のとおり使用の取消しを申請します。			
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 目 的			
使 用 期 間	年 月 日	午前・午後 時から	午前・午後 時まで
	年 月 日	午前・午後 時から	午前・午後 時まで
使 用 場 所	和室 アリーナ 調理室		
その他の設備	冷暖房		
既 納 料 金			
申 請 理 由			
※ 処 理	還付年月日		備考
	年 月 日		

(美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

田代コミュニティセンター使用(変更)許可申請書					
					年 月 日
美祢市教育委員会 様					
申請者					
住 所 _____					
氏 名 _____ (※)					
自 宅 電 話 _____					
緊 急 連 絡 先 _____					
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。					
次のとおり使用(変更)したいので、許可くださるよう申請します。					
使 用 目 的					
使 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時から		午前・午後 時まで		
	年 月 日 午前・午後 時から		午前・午後 時まで		
施 設 名	利用人数			附帯設備	
	男	女	合計	設備名	利用の有無
1 階	第1会議室			冷房・暖房	有・無
	第2会議室			冷房・暖房	有・無
	第3会議室			冷房・暖房	有・無
	第4会議室			冷房・暖房	有・無
	調 理 室			冷房・暖房 湯沸し	有・無 有・無
	第1和室			冷房・暖房	有・無
	第2和室			冷房・暖房	有・無
2 階	第5会議室			冷房・暖房	有・無
	第6会議室			冷房・暖房	有・無
	第7会議室			冷房・暖房	有・無
	第8会議室			冷房・暖房	有・無
	音 楽 室			冷房・暖房	有・無

減額又は免除の申請理由	
-------------	--

使用料		許可番号	第	号
室 使 用 料	円	許可書発行日	年	月 日
		使用料減免	%	
許可条件 (又は許可しない理由)				

※太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

田代コミュニティセンター使用取消承認申請書			
美祢市教育委員会 様			年 月 日
<p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (※) 連絡先電話 () (※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p>			
次のとおり使用の取消しを申請します。			
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 目 的			
使 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時から		午前・午後 時まで
	年 月 日 午前・午後 時から		午前・午後 時まで
使 用 場 所	第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室 第7会議室 第8会議室 第1和室 第2和室 調理室 音楽室		
その他の設備	冷暖房 湯沸し		
既 納 料 金			
申 請 理 由			
※ 処 理	還付年月日		備考
	年 月 日		円

(美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年美祢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

堀越コミュニティセンター使用（変更）許可申請書				
			年	月 日
美祢市教育委員会 様				
申請者 住所 _____				
氏名 _____ (※)				
自宅電話 _____				
緊急連絡先 _____				
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
次のとおり使用（変更）したいので、許可くださるよう申請します。				
使用目的				
使用期間	月 日 午前・午後 時から	午前・午後 時まで		
	月 日 午前・午後 時から	午前・午後 時まで		
施設名	利用人数			附帯設備
	男	女	計	設備名 利用の有無
和室				冷房・暖房 有・無
アリーナ				湯沸かし 有・無
調理室				
多目的スペース				

減額又は免除の申請理由	
-------------	--

使用料	許可番号	第	号
室使用料	円	許可書発行日	年 月 日
		使用料減免	%
許可条件（又は許可しない理由）			

※ 太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

堀越コミュニティセンター使用取消承認申請書			
美祢市教育委員会 様			年 月 日
<p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (※) 連絡先電話 () (※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p>			
次のとおり使用の取消しを申請します。			
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 目 的			
使 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで 年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
使 用 場 所	和 室 アリーナ 調理室 多目的スペース		
そ の 他 の 設 備	冷暖房 湯沸し		
既 納 料 金			
申 請 理 由			
※ 処 理	還付年月日	還付金額	備考
	年 月 日	円	

(美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年美祢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

川東コミュニティセンター使用(変更)許可申請書					
					年 月 日
美祢市教育委員会 様					
			申請者	住所	_____
				氏名	_____ (※)
				自宅電話	_____
				緊急連絡先	_____
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。					
次のとおり使用(変更)したいので、許可くださるよう申請します。					
使用目的					
使用期間	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
施設名	利用人数			附帯設備	
	男	女	計	設備名	利用の有無
会議室 1					
会議室 2					
会議室 3					
ランチルーム					
調理室					

減額又は免除	
申請理由	

使用料		許可番号	第 号
室使用料	円	許可書発行日	年 月 日
		使用料減免	%
許可条件(又は許可しない理由)			

※ 申請の際には、太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

川東コミュニティセンター使用取消承認申請書 年 月 日 美祢市教育委員会 様 申請者 住所 氏名 (※) 連絡先() (※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 次のとおり使用(変更)許可します。			
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用目的			
使用期間	月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
使用場所	会議室 1・会議室 2・会議室 3・ランチルーム・調理室		
その他の設備			
既納料金			
申請理由			
※ 処 理	還付年月日	還付金額	備考
	年 月 日	円	

(美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
 第18条 美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和元年
 美祢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

城原コミュニティセンター使用(変更)許可申請書					
					年 月 日
美祢市教育委員会 様					
			申請者	住所	_____
				氏名	_____ (※)
				自宅電話	_____
				緊急連絡先	_____
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。					
次のとおり使用(変更)したいので、許可くださるよう申請します。					
使用目的					
使用期間	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
施設名	利用人数			附帯設備	
	男	女	計	設備名	利用の有無
会議室 1					
会議室 2					
会議室 3					
ランチルーム					
調理室					
調理室 (和室)					

減額又は免除	
申請理由	

使用料		許可番号	第 号
室使用料	円	許可書発行日	年 月 日
		使用料減免	%
許可条件(又は許可しない理由)			

※ 申請の際には、太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

城原コミュニティセンター使用取消承認申請書			
			年 月 日
美祢市教育委員会 様			
		申請者 住所	
		氏名	(※)
		連絡先()	
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
次のとおり使用(変更)許可します。			
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用目的			
使用期間	月 日 午前・午後 時から	午前・午後	時まで
	月 日 午前・午後 時から	午前・午後	時まで
使用場所	会議室 1・会議室 2・会議室 3・ランチルーム・ 調理室・調理室(和室)		
その他の設備			
既納料金			
申請理由			
※ 処理	還付年月日	還付金額	備考
	年 月 日	円	

(美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年美祢市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

東厚コミュニティセンター使用(変更)許可申請書						
						年 月 日
美祢市教育委員会 様						
			申請者	住所	_____	
				氏名	_____ (※)	
				自宅電話	_____	
				緊急連絡先	_____	
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。						
次のとおり使用(変更)したいので、許可くださるよう申請します。						
使用目的						
使用期間	月 日		午前・午後	時から	午前・午後	時まで
	月 日		午前・午後	時から	午前・午後	時まで
施設名	利用人数				附帯設備	
	男	女	計		設備名	利用の有無
会議室 1						
会議室 2						
会議室 3						
ランチルーム						
調理室						
音楽室						
図書室						

減額又は免除	
申請理由	

使用料		許可番号	第 号
室使用料	円	許可書発行日	年 月 日
		使用料減免	%
許可条件(又は許可しない理由)			

※ 申請の際には、太枠内のみ記入してください。

別記様式第3号(第9条関係)

東厚コミュニティセンター使用取消承認申請書			
			年 月 日
美祢市教育委員会 様			
申請者		住所	
		氏名 (※)	
		連絡先()	
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
次のとおり使用(変更)許可します。			
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用目的			
使用期間	月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
	月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
使用場所	会議室 1・会議室 2・会議室 3・ランチルーム・ 調理室・音楽室・図書室		
その他の設備			
既納料金			
申請理由			
※ 処 理	還付年月日	還付金額	備考
	年 月 日	円	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則（平成20年美祢市教育委員会規則第13号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成20年美祢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「別記様式第7号」を「県教育委員会所定の形式」に改め、同項第9号中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改め、同項第10号中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同項第11号中「別記様式第10号」を「別記様式第9号」に改める。

第5条第4項中「別記様式第15号」を「別記様式第14号」に改める。

第6条中「別記様式第11号」を「別記様式第10号」に改める。

第7条中「別記様式第12号及び別記様式第13号」を「別記様式第11号及び別記様式第12号」に改める。

第8条第4号中「別記様式第14号」を「別記様式第13号」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

児童(生徒)転入届書

学 齡 児 童 生 徒 氏 名			本 籍			保 護 者	氏 名	
			現 住 所				現 住 所	
			生 年 月 日				学 齡 児 童 生 徒 と の 関 係	
			性 別					
就 学	小 学 校	学 校 名			異 動 事 項		就 学 状 況	
		入 学 年 月 日						
		卒 業 年 月 日						
	中 学 校	学 校 名			異 動 事 項		就 学 状 況	
		入 学 年 月 日						
		卒 業 年 月 日						
そ の 他 の 事 項								

上記のとおり児童(生徒)を貴管内に転入させましたので学校教育法施行令第4条の規定により御届けします。

年 月 日

保 護 者 氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市教育委員会様

別記様式第3号から別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第3号(第2条関係)

年 月 日

美祢市立学校長様

美祢市教育委員会教育長

入学児童(生徒)氏名等通知書

次のとおり 年 月 日貴校に入学する児童(生徒)があるので、学校教育
法施行令第7条の規定に基づき通知します。

児 童(生 徒)				保 護 者		
氏 名	性 別	生 年 月 日	入学前 の経歴	氏 名	児童(生徒) との関係	住 所

別記様式第4号(第2条関係)

区域外学校入学許可願

次の事由により
学校に入学したいので、許可くださいますようお願いいたします。

記

事 由

年 月 日

児童(生徒)氏名

保護者

児童(生徒)との関係

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市教育委員会様

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校長 氏名

年度 月分 不就学(長期欠席)児童生徒報告書

次のとおり、不就学(長期欠席)児童生徒があるので、学校教育法施行令第20条の規定に基づき報告します。

児童生徒			保護者			連続	当月 欠席 日数	通算 欠席 日数	具体的な事由 学校の対応等
学年	氏名	性別	氏名	児童生徒 との関係	住所(地区名)				

※当月に累計7日以上欠席がある場合、報告する。(県及び市が設置する適応指導教室への通室は除く。)

※連続7日以上欠席(休業日を除く)がある場合、「連続」の欄に「○」をする。(月をまたいで成立した場合、成立した月において報告する。)

※「通算欠席日数」は、当該年度4月からの欠席日数を記入する。

※「具体的な事由」には、病名や不登校の要因等を記入し、「学校の対応等」もあわせて記入する。

別記様式第6号(第2条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会教育長様

美祢市立 学校長氏名

全課程修了児童(生徒)氏名報告書

次のとおり全課程修了児童(生徒)を、学校教育法施行令第22条の規定に基づき報告します。

修了児童(生徒)			保護者			
氏名	性別	生年月日	氏名	児童(生徒) との関係	職業	住所

別記様式第7号を削り、別記様式第8号を別記様式第7号とし、別記様式第9号から別記様式第15号までを1様式ずつ繰り上げる。

別記様式第8号から別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第8号(第2条関係)

就学義務猶予(就学免除)願

次の事由により就学義務を猶予(免除)くださいますよう、医師の証明書(その他事由を証するに足る書類)を添付してお願いします。

記

事由

年 月 日

児童(生徒)氏 名

保護者

児童(生徒)との関係

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市教育委員会様

別記様式第9号(第2条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校長氏名

臨時休業報告書

次のとおり臨時に授業を行わないので、学校教育法施行規則第63条(及び第79条)の規定に基づき報告します。

期	日	
授業を行わない学年学級		
事	由	
休業中における児童生徒に対する処理		
その他特記すべき事項		

別記様式第10号(第6条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校長氏名

授業日、休業日の振替許可願

次のとおり振替授業がしたいので、御許可くださるよう、学校教育法施行細則第6条の規定に基づき願います。

振替する授業日及び休業日	
理	由
備	考

別記様式第13号(第8条関係)

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校長 氏 名

児童(生徒)死亡報告書

死 亡 児 童(生 徒)						保 護 者	
学年	氏 名	性 別	生年月日	死 亡 年 月 日	死 亡 の 事 由	氏 名	児 童(生 徒)との 関 係

職 員 死 亡 報 告 書

氏 名	職 名	死 亡 年 月 日	死 亡 の 事 由

備考 死亡原因が異常と思われる場合は、その実情等につき、てん末書を添付すること。

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校長氏名

長期休業中授業実施願

次のとおり長期休業中に授業を実施したいので、御許可くださるよう、学校教育法施行細則第5条の規定に基づき願い出ます。

授 業 実 施 日	年 月 日()～ 年 月 日()
対 象 学 年	全学年・1年・2年・3年・4年・5年・6年・()学級
理 由	
備 考	

注1 理由の欄には、休業日に実施する理由を明記すること。

2 備考には、実施に当たっての児童生徒への配慮事項を明記すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第11号

美祢市外国語指導助手任用規則の制定について

美祢市外国語指導助手任用規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

第1章 総則

(目的)

第1条 この任用規則（以下「規則」という。）は、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」（以下「JETプログラム」という。）により、美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において語学活動等に従事する外国青年（以下「外国語指導助手」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項で本規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び美祢市の条例・規則及び美祢市教育委員会規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (2) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 身分等

(外国語指導助手の身分)

第3条 外国語指導助手は地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定される会計年度任用職員とする。

(外国語指導助手の職務)

第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会、美祢市立小中学校（以下「小中学校」という。）等において、美祢市教育委員会事務局学校教育課長（以下「所属長」という。）又は美祢市立小中学校長（以下「校長」という。）の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 小中学校における外国語授業等の補助
- (2) 美祢市立小学校における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- (5) 特別活動及び部活動等への協力
- (6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使

い方、発音の仕方等)

- (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第5条 外国語指導助手の任用期間は、来日日翌日から始まり、その1年後に終了とする。ただし、任用を開始した日からその年度の3月31日までを「前半期」、次年度4月1日から任用期間の最終日までを「後半期」とする。

(再任用の回数)

第6条 教育委員会と外国語指導助手の双方が再任用を希望した場合には、更に1年間の任用をすることができる。再任用は原則として2回を限度とする。ただし、教育委員会が勤務実績、経験・能力を考慮の上、特に優れていると認めた者については、最高4回までの再任用をすることができる。

(再任用の手続き)

第7条 再任用の手続きは、以下のとおり実施する。

- (1) 外国語指導助手は、再任用手続きに関する書類を教育委員会から受け取り、再任用を希望するかどうか、教育委員会の担当者との協議する。
- (2) 教育委員会が再任用を希望する場合、教育委員会は、再任用意思通知兼意思確認調書を交付し、外国語指導助手は、再任用希望の有無について署名により意思表示をする。なお、再任用意思通知兼意思確認調書の原本は教育委員会、写しは外国語指導助手が保管する。
- (3) 教育委員会が再任用を希望しない場合、教育委員会は、再任用に係る確認書を配布し、外国語指導助手は、再任用に係る確認書に署名する。なお、確認書の原本は外国語指導助手、写しは教育委員会が保管する。

(退職)

第8条 外国語指導助手は、真にやむを得ない理由により、第5条に規定する任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第9条 外国語指導助手の報酬は、来日1年目については月額28万円（年額336万円）、2年目については月額30万円（年額360万円）、3年目については月額32万5,000円（年額390万円）、4年目及び5年目については月額33万円（年額396万円）とする。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 外国語指導助手の任用期間が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第12条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
- 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第12条第1項に規定

する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第10条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項に規定する報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(旅費等)

第11条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、必要な費用を支給する。

2 教育委員会は、赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国語指導助手に対して支給するものとする。

(1) 第5条に規定する任用期間を満了すること。

(2) 任用期間満了日の翌日から1か月以内に、日本において教育委員会又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

(3) 任用期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に帰さない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国費用を弁償することができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第12条 外国語指導助手の勤務時間は、原則として休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 外国語指導助手の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、労働時間が6時間を超える場合においては、小中学校等の実情に応じ、1時間の休憩時間を与えることとし、この時間は外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、外国語指導助手に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、原則として当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項の勤務に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の規定により、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき8時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第13条 次の各号に掲げる日を休日とする。

- (1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第14条 外国語指導助手は、第5条及び第6条に規定する任用期間中に分割又は連続した18日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国語指導助手が第5条及び第6条に規定する任用期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、外国語指導助手から請求された時期に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時期にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第15条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇はその開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第16条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合1日2回それぞれ30分以内の期間

- (8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）
- (10) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。） 以内で必要と認められる期間
- (11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して3月を超えない範囲内において必要と認められる期間
- (12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とするひとつの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (13) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
- (14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (15) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (16) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- 2 前項第1号から第4号まで及び第13号から第16号までの特別休暇は有給とし、同項第5号から第12号までの特別休暇は無給とする。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第17条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、所属長又は校長の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第18条 人事評価の方法については、一般職の職員の例による。

(職務専念義務)

第19条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第20条 外国語指導助手は教育委員会及びJETプログラムの信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第21条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(ハラスメントの禁止)

第22条 外国語指導助手は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第23条 外国語指導助手は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

(宗教活動の制限)

第24条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第25条 外国語指導助手は、自宅から所属長が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第26条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- (1) 第16条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第29条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続し

て20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第27条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第28条 第26条第2項の規定による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 同条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 同条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 同条第2項第2号の規定による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第29条 外国語指導助手が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、教育委員会は当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第30条 第15条第1項、第16条第1項第1号から第4号まで及び同項第9号から第14号に規定する休暇を取得する場合は予定日数を、同項第15号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第16条第1項第5号から第8号までに規定する休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第26条第2項第2号の規定による休職及び前条第1項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償等)

第31条 外国語指導助手は、公務上の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は山口県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例(平成18年山口県市町総合事務組合条例第36号)の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第32条 教育委員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第12号

美祿市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

美祿市立学校施設使用条例施行規則（平成26年美祿市教育委員会規則第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祿市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祿市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

美祿市立学校施設使用条例施行規則（平成26年美祿市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

学校施設使用許可申請書				
使用日時	年 月 日	(自)	時 分	
		(至)	時 分	
使用施設	運動場、屋内運動場、教室 室			
使用する設備備品				
使用目的 (具体的に記入する。)				
<p>上記のとおり学校施設の使用許可について申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>使用責任者</p> <p>住所</p> <p>氏名 (※)</p> <p>(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p> <p>美祢市教育委員会 様</p>				
学校長所見				

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第13号

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第30号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条関係)

学校施設使用団体登録申請書			
団体名		人数	人
責任者	ふりがな 氏名	(※)	
	電話番号		
	住所		
	勤務先		

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

活動目的	
活動種目	
活動場所	(主) 学校(屋内運動場・運動場)※○で囲んでください。
	(従) 学校(屋内運動場・運動場)※○で囲んでください。
活動曜日	(主)
	(従)
活動時間	(主) : から : まで
	(従) : から : まで

○注意事項

活動人数は、5人以上であること

活動場所が2校以上ある団体は、主に使う場所を(主)に書くこと

登録証交付年月日	年 月 日	受付印	
----------	-------	-----	--

別記様式第3号(第6条関係)

学校施設使用許可申請書(スポーツ開放)

美祢市教育委員会 様

団 体 名
責任者氏名 (※)
住 所
電 話

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市小中学校の施設の開放に関する規則及び許可書記載事項を厳守しますので、次のとおり施設・設備の使用を許可くださるよう申請します。

使 用 施 設	美祢市立	小 学 校	運 動 場 屋 内 運 動 場	プ ール
使 用 日 時	年 月 日	曜 日	時～	時
	年 月 日	曜 日	時～	時
	年 月 日	曜 日	時～	時
	年 月 日	曜 日	時～	時
	年 月 日	曜 日	時～	時
使 用 目 的				
使 用 者	一 般	学 生	生 徒	児 童 其 他
使 用 人 員	人			
学 校 長 意 見				
受 付 年 月 日	年 月 日			
許 可 年 月 日	年 月 日			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第14号

美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則について

美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例（令和3年美祢市条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専用使用の許可申請)

第2条 条例第9条及び第10条の規定に基づき、美祢市温水プールの専用使用の許可を受けようとする者は、指定管理者が指定する期間内に、指定管理者に美祢市温水プール専用使用許可（変更）申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。美祢市温水プールの専用使用の許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、美祢市温水プールの使用を許可したときは、美祢市温水プール専用使用（変更）許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

3 専用使用者は、美祢市温水プールを使用するときは、使用許可書を携帯し、指定管理者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(個人使用の申請)

第3条 条例第9条及び第10条の規定に基づき、美祢市温水プールの個人使用の許可を受けようとする者は、使用する当日、別に定める使用申込書等に記載し、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第4条 条例第13条の規定により、利用料金を減額し、又は免除するとき及びその額は、次のとおりとする。この場合において、算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 市又は美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催し、又は共催する事業又は行事に使用するとき 利用料金の全額
- (2) 指定管理者が美祢市温水プールの管理運営目的のために使用するとき 利用料金の全額
- (3) 市内の団体が市の行政活動の協力目的等のために使用するとき 利用料金の全額
- (4) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が教育又は保育活動に使用する

とき 利用料金の全額

- (5) 3歳未満の者が使用するとき 利用料金の全額
- (6) 市又は教育委員会が後援する事業又は行事に使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額
- (7) 国、他の地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公共的団体が市民の福祉向上のために使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額
- (8) 美祢市温水プールの設置目的を鑑み、市長が減額することが適当と認める団体が、当該団体の目的（営利目的を除く。）のために使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額
- (9) 構成員の過半数が市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はその介護を行う者で組織された団体が使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額
- (10) 構成員の過半数が市内に居住する65歳以上の者で組織された団体が使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額
- (11) 構成員の過半数が市内に居住する中学生以下の者で組織された団体（条例別表備考第2項の適用を受けているもの除く。）が使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額
- (12) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に減額し、又は免除する理由があると認めるとき その都度定める額

（入場の制限）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染症の疑いのある者又は酒気を帯びた者
- (2) 他人に迷惑又は危険を及ぼすおそれのある行為をした者
- (3) 保護者又はこれに準ずる者が同伴していない小学校入学前の者及び3歳未満の者が利用しようとするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、美祢市温水プールの管理運営上支障があると指定管理者が認めたとき。

（遵守事項）

第6条 使用者又は美祢市温水プールに入館しようとする者若しくは入館した者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに美祢市温水プール内での物品の販売、宣伝その他の営利行為をしないこと。
- (2) 美祢市温水プール内で飲酒し、又は所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

- (3) 許可を受けずに美祢市温水プール内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - (4) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
 - (5) 許可を受けずに附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
 - (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
 - (7) 使用後の清掃整頓や火気、施錠の確認その他物件等の原状回復を行うこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反する者又は違反することが明らかな者に対して、遵守事項を守るよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定による指導に従わない者に対しては、美祢市温水プールへの入館を拒絶し、又は退去を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年美祢市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「

美祢市温水プール	通年	午後1時30分から午後8時30まで。ただし、次の各号に掲げる期間の使用時間は、当該各号に定めるところによる。 (1) 7月及び8月 午前10時から午後9時まで (2) 9月から翌年3月までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この表において「祝日法」という。）に規定する休日 午後1時から午後6時30分まで	(1) 月曜日。ただし、その日が祝日法に規定する休日の場合は、その翌日 (2) 12月28日から翌年1月5日までの
----------	----	---	--

			日
--	--	--	---

」を削る。

別記様式第1号(第2条関係)

<p>美祢市温水プール専用使用許可(変更)申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>指定管理者 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所及び団体名</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (※)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p> <p>以下のとおり美祢市温水プールの利用許可を申請します。</p>		
使用目的		
使用日時	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
使用人員	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
使用料金	* 日 × 円 =	
減免措置	*教育委員会規則第4条第 号	<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 1/2に相当する額
備 考	備品を使用する	
	用具を持ち込む	

*印は、記入しないでください。

備考

- 1 美祢市温水プール又は設備、器具等を使用しようとするときは、本申請書をもって指定管理者に許可申請をして、許可を受けてから使用してください(変更の場合も同様)。

別記様式第2号(第2条関係)

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号

美祢市温水プール専用使用(変更)許可書		
申請者 住所及び団体名		
使用責任者名 様		
美祢市温水プール指定管理者 印		
下記のとおり使用(変更)を許可します。		
使用目的		
使用日時	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	時から 時まで
使用人員	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
	月 日	大人 人・小人 人
備考	備品を使用する	
	用具を持ち込む	

備考

- 1 美祢市温水プールの使用許可内容を変更しようとするときは、再度、指定管理者に許可申請をして、許可を受けてから使用して下さい。
- 2 下記の場合は、使用を許可されません。
 - (1) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙、釘打ち等の行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (3) 許可を受けないで、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 所定の場所以外において飲食若しくは喫煙し、又は火気を使用するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 施設等の使用後に、直ちに整理整頓し、原状回復するとともに、清掃に努めないおそれがあると認められるとき。
 - (6) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (7) 指定管理者の指示に反するおそれがあると認められるとき。
 - (8) その他美祢市温水プールの管理運営上支障があると認められるとき。
- 3 下記のいずれかに該当するときは、その使用の停止又は許可の取消しをすることがあります。
 - (1) 美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例及び美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則に違反したとき。
 - (2) 使用許可条件に違反したとき。
- 4 使用に際し、施設又は設備、器具等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 5 使用後は、直ちに施設、設備又は備品を清掃整備して、使用前の現状に復して返さなければなりません。なお、火気、戸締まり等は、責任者において再度確認し、使用状況を備付けの使用日誌に記載後退所しなければなりません。

議案第15号

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程等の一部改正について

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成20年美祢市教育委員会告示第2号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程等の一部を改正する告示

（美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程の一部改正）

第1条 美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程（平成20年美祢市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第6条関係)

伊佐公園運動施設使用許可(変更)申請書

年 月 日

美祢市教育委員会

様

住所及び団体名
申請者

使用責任者名 (※)

(連絡先 電話)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市都市公園条例、美祢市都市公園条例施行規則及び美祢市伊佐公園運動施設の使用に関する規程を厳守しますので、下記のとおり使用許可くださるようお願いいたします。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
夜間照明使用時間	時 分から 時 分まで
借 用 備 品	

(美祢市秋芳北部総合運動公園の使用に関する規程の一部改正)

第2条 美祢市秋芳北部総合運動公園の使用に関する規程（平成20年美祢市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第6条関係)

受付年月日

年 月 日

受付番号 第 号

年 月 日

美祢市教育委員会 様

申請者

住所及び団体名

使用責任者名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

秋芳北部総合運動公園施設使用許可申請書

美祢市都市公園条例、美祢市都市公園条例施行規則及び美祢市秋芳北部総合運動公園施設の使用に関する規程を遵守しますので、下記のとおり使用許可をくださいますよう、申請いたします。

記

使用施設名	多目的グラウンド(全面 半面、照明 有 無) テニスコート(1、2、3、4コート、照明 有 無) ゲートボール場(1、2、3、4コート) 管理事務所(大会議室 小会議室 和室)
使用目的	
使用日時	自 月 日、自 午前 午後 時 分 至 月 日、至 午前 午後 時 分
使用人数	人
使用料金	円
減免措置	
減免理由	
連絡先	氏名 (電話)
備考	

(美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程の一部改正)

第3条 美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程（平成21年美祢市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

調理場所長

様

事業所所在地

事業所名

代表者名

(※)

電話番号

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

学校給食用物資納入事業者登録申請書

学校給食用物資納入事業者として登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所概要

(1) 創業年月日 年 月 日

(2) 資本金（法人のみ） 千円

(3) 従業員	事務関係	人
	販売関係	人
	製造関係	人
	輸送関係	人
	その他	人
	合計	人

(4) 輸送能力

(5) 従業員の健康管理状況

- | | | | |
|----------|---|---|---|
| ① 定期健康診断 | 有 | ・ | 無 |
| ② 保菌検査 | 有 | ・ | 無 |
| ③ その他 | | | |

(6) 添付書類等

- ① 食品衛生許可証の写
- ② 食品衛生監視票の写（1年以内のもの）
- ③ 市税等の滞納がないことの証明（納税証明書）

2 納入希望物資及び前年（1月～12月）の販売実績

番 号	品 名	販売金額（千円）	主要販売先

3 その他参考事項

別記様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

このたび、学校給食用物資納入事業者として登録を受けるに当たって、下記事項を厳守いたします。

万一、下記事項に違背し、登録の取消しがあっても異議の申し立てをいたしません。

記

- 1 提出見本及び指定されたメーカー・産地・規格・品質・量目の正確を期すること。
- 2 指定の日時に納入すること。
- 3 一部でも違背する製品を納めたときは、その代金を請求することなく、直ちに良品と交換すること。
- 4 工場、事業場の設備の衛生管理、あるいは家族、従業員の健康管理に関する指示に従うこと。
- 5 その他、調理場の指示に従うこと。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

(※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

調理場所長

様

(美祢市教育支援室設置要綱の一部改正)

第4条 美祢市教育支援室設置要綱（平成29年美祢市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

美祢市立 学校
校長 様

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

心の広場通室願

下記の児童・生徒を心の広場に通室させたいので、願ひ出ます。

記

学 年 第 学 年 組

氏 名

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

美祿市教育委員会 様

美祿市立 学校
校長

心の広場通室申出書

下記の児童・生徒について、心の広場通室願が提出されたので、関係書類を添えて申し出ます。

記

学 年 第 学 年 組

氏 名

特記事項

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

美祢市立 学校
校長 様

美祢市教育委員会

心の広場通室承諾書

年 月 日付けで申出のありましたこのことについて、下記のとおり承諾します。

記

学 年 第 学年 組

氏 名

期 間 年 月 日から
年 月 日まで

連絡事項

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

美祢市立 学校
校長 様

美祢市教育委員会

心の広場退室通知書

下記のとおり心の広場からの退室を決定したので、通知します。

記

学 年 第 学 年 組

氏 名

退室日 年 月 日

連絡事項

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会設置要綱の一部改正について

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会設置要綱（平成31年教育委員会告示第1号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会設置要綱の一部を改正する告示

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会設置要綱（平成31年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第17号

美祢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

美祢市教育委員会事務決裁規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

美祢市教育委員会事務決裁規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、事務所長」を削り、同条第5号中「第7条第1項」を「第7条」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条第4号中「事務所長及び」を削る。

第6条第2項中「、事務所長」を削る。

第10条の表中「課長補佐又は係長」を「主務班長」に改める。

別表中「係長以上」を「班長」に改め、「事務所長及び」及び「(4) 教職員住宅の入居に関すること。」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第18号

美祢市立学校処務規程等の一部改正について

美祢市立学校処務規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第3号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

美祢市立学校処務規程等の一部を改正する訓令

（美祢市立学校処務規程の一部改正）

第1条 美祢市立学校処務規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第7号、別記様式第9号及び別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第1号

校 務 日 誌

校長		教頭		月	日	曜日	天候		温度	
記入者氏名										
職員に関する記事										
児童生徒に関する記事										
行事又は一般記事										
来校者に関する記事										
到着物に関する記事										
火気使用 警備連絡		異常 有無								

別記様式第7号

学校医・学校歯科医・薬剤師執務記録簿

校長印		月	日	曜	天	候	温	度
執務者								
執 務 内 容								

検食日誌

月	日	曜日	月			日	曜日
検食者	職名		氏名				
献立名							
検食時刻	時 分						
① 食べ物の中に異物の混入はないか。			ない	ある			
② 加熱・冷却が適切に行われているか。			いる	いない			
③ 食べ物に異味・異臭はないか。			ない	ある			
④ 一食分としての量は適切か。			適量	多い	少ない		
⑤ 味付けや香り、色彩、形態などが適切になされているか。			適切	不適切			
(気づき)							

(美祢市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正)

第2条 美祢市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成20年美祢市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

自家用車公用使用承認申出書

(年 月 日提出)

旅行命令権者 美祢市立 校長		学校名 美祢市立 学校	職名		氏名	
公用に自家用車を使用したいので、美祢市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。						
免許	種類	免許		取得年月日		
使用車両	車種			車名		
	車両番号			乗車定員		
	車検期間			所有者又は使用者		
自賠責保険	証明書番号	保険期間	年 月 日から 年 月 日まで	会社名		
任意保険	証明書番号	保険期間	年 月 日から 年 月 日まで	会社名		
	保険金額	対人賠償				
		対物賠償				
		搭乗者保険				

旅行命令権者記入欄

下記のとおり承認する。		取扱者 認 印	教 頭		
許可する期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日				
職名 校長					

別記様式第2号(第4条関係)

同 乗 承 諾 書					年 月 日
第 学年 組 児童生徒氏名() 保 護 者 様 <div style="text-align: right;">美祿市立 学校長</div>					
下記により児童・生徒を同乗させたいと思います。つきましては、承諾書に記名の上、提出くださいますようお願いいたします。					
引 率 者		運 転 者			
目 的					
目 的 地					
日 時	自 至	年 月 日(曜日)	時 分	から	分まで
同 乗 予 定 児 童 生 徒	年 組		年 組		
	年 組		年 組		
	年 組		年 組		
	年 組		年 組		
	年 組		年 組		
安全対策については、次のとおり配慮いたします。 1 交通法規を遵守し、安全運転に努めます。					
年 月 日					
上記のとおり自家用車の公用使用に同乗することを承諾します。 美祿市立 学校長 様 <div style="text-align: right;"> 第 学年 組 児童生徒氏名() 保護者氏名 (※) (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 </div>					

別記様式第3号(第4条関係)

児童・生徒同乗承認申請書					
美祿市立		学校長 様		年 月 日	
			申請者 職名 氏名		
下記のとおり児童・生徒を同乗しての自家用車の公務使用を承認して下さるよう申請します。					
用 務 内 容					
用 務 地					
行 程	月	日	出 発 地	到着地(市町村名)	運 転 時 間
					時 間 分
					時 間 分
					時 間 分
児 童 ・ 生 徒 同 乗 者	年 組		氏 名	緊 急 時 連 絡 先	
上記の申請については、承認する。					
年 月 日					
			美祿市立	学校長	

※保護者の承諾書(別記様式第2号)を添付すること。

別記様式第4号(第6条関係)

交 通 事 故 顛 末 書

年 月 日

美祿市立 学校長 様

美祿市立 学校
職名

私は、このたび交通事故を起こしましたので、その顛末を下記のとおり報告します。
(遭遇しましたので)

記

1 日 時

2 場 所

3 事故の状況

- (1) 自己の負傷の程度
- (2) 相手の住所・氏名・年齢・職業及び負傷の程度
- (3) 物損の程度
- (4) 事故の原因
- (5) 事故の状況並びに本人のとした処理状況等

4 事故の状況

5 反 省

※ 事故現場図を添付のこと

美祢市教育委員会
教育長 様

美祢市立 学校
校長

交 通 事 故 報 告 書

職員の交通事故が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 区 分 (通勤途上 ・ 公務中 ・ 公務外)
(加害 ・ 被害 ・ 自損 ・ その他)
 - 2 当事者 職名()氏名() 男・女 ()歳
担当学年() 担当教科()
 - 3 日 時 年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
 - 4 場 所 (事故現場図を添付のこと)
 - 5 事故の状況
 - (1) 本人の負傷の程度
 - (2) 相手の住所・氏名・年齢・職業及び負傷の程度
 - (3) 物損の程度
 - (4) 事故の原因
 - (5) 事故の状況並びに本人のとした処置等
 - 6 校長のとした処置
 - 7 反省
- ※ 1 添付書類
- (1) 事故現場図
 - (2) 本人の顛末書
- 2 その他
- (1) 必要によっては警察行政上の処分及び刑事罰について報告を願う場合がある。

(美祢市栄光賞授与要綱の一部改正)

第3条 美祢市栄光賞授与要綱(平成24年美祢市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

美祢市栄光賞推薦書

ふりがな 氏名又は団体名	
生年月日(年齢) (個人のみ)	年 月 日 (歳)
住所又は所在地	
学校名(学年)又は勤務先	(学年 年)
所 属 (部 活 名)	
大会等の名称	
実績及び推薦理由 ●添付資料 ・大会(開催)要項 ・登録者名簿 (団体の場合)	主催 後援 出場者・応募点数

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

美祢市教育委員会 様

推薦者

住 所

役 職

氏 名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(美祢市修学旅行等実施基準の一部改正)

第4条 美祢市修学旅行等実施基準（平成27年美祢市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第1号（第9条関係）

第 号
年 月 日

美祢市教育委員会教育長 様

学校名
校長

修学旅行承認申請書

下記により、修学旅行を実施したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 目的
- 2 旅行期間
- 3 修学旅行先
- 4 参加学年及び参加者数
- 5 児童又は生徒1人当たりの経費
- 6 引率職員の職・氏名(引率責任者を明記すること。)

注 旅行あっせん業者等の作成した日程表等の写しを添付すること。

別記様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

美祿市立 学校長 様

美祿市教育委員会
教育長

修学旅行承認通知書

貴校が 月 日付け 号で提出された 方面への修学旅行が承認されたので、通知します。

なお、実施に当たっては、遺漏のないよう御配慮ください。

別記様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

都道府県衛生部長 様

所在地
学校名
校長

修学旅行の旅館等の衛生について（依頼）

本校では、下記のとおり修学旅行を計画しております。

つきましては、貴都道府県内における下記の旅館・弁当調製所の食品衛生及び環境衛生について、関係保健所においてよろしくお手配くださるよう、お取り計らい方お願いいたします。

記

- 1 旅行日程、旅館・弁当調製所（名称、所在地、宿泊日、食事利用の日時等）
- 2 参加者数

美祿市教育委員会教育長 様

学校名
校長

修学旅行実施報告書

本校の修学旅行の実施について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施期間
- 2 経路の概要
- 3 実施学年及び参加生徒数
- 4 引率者
- 5 旅行中発生した事故及びこれに対する処置
- 6 実施後の反省及び感想
- 7 今後の改善意見

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第19号

美祢市立学校職員服務規程の一部改正について

美祢市立学校職員服務規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第5号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

美祢市立学校職員服務規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条関係)

着 任 延 期 願

年 月 日

様

美祢市立 学校

職氏名

下記の理由により着任が遅れますので、承認されるよう、美祢市立学校職員服務規程第5条第2項の規定によりお願いします。

記

前 任 校	
辞令受領年月日	年 月 日
着任予定年月日	年 月 日
着任延期理由	

- 注 1 新採用の場合は、「前任校」欄に「新採用」と記入すること。
2 着任延期の理由となる事実を証する書類がある場合は添付すること。

別記様式第2号(第6条関係)

(表)

履 歴 書

職 員 番 号					

ふりがな 氏名	男 女	生年月日	年 月 日生			
		旧氏名		改正 年月日	・ ・	
本籍						
学 歴	年 月 日	学校名及び専攻・ 部科名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> 高等学校から卒. 修. 中退の別を記 入すること。 </div>		確認	年 月 日 撮 影
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
免 許 状	種類及び教科	番 号	授与年月日	授与権者	確認	年 月 日 撮 影
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
年 月 日	任 免 賞 罰 そ の 他 の 事 項		発令庁	給料金額	備考	確認
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						

(裏)

採用時までの履歴事項 (氏名)								
履歴事項	年 月 日	期 間		※ 換算率	※ 換算年数		確認	
		年	月		年	月		
小学校6年卒業	・	・						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
	・	・から						
	・	・まで						
計								
※ 基準学歴 及び年数		※ 自 己 の 修学年数	年	※ 修学年数の 過不足年数	年	※ 採用時の 経験年数	年 月	
備 考								

注 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第3号(第7条関係)

住 所 届

年 月 日


様

美祢市立 学校
職氏名

美祢市立学校職員服務規程 第7条第1項 において準用する同条第1項の規定により
第7条第2項

下記のとおり住所を届出ます。

記

現住所	(自宅・借家・間借)		
連絡方法	電話	局	番
			呼出()方
			その他()
通勤方法	徒歩・バス・鉄道・船・自家用車・自転車	所有時間	時間 分
現住所略図 N 			

- 注 1 停留所、交番その他の主要目標物を明示すること。
2 同一勤務校に勤務する他の職員の住所が近接している場合は、その位置を略図に明示すること。

別記様式第4号(第8条関係)

氏 名 等 変 更 届

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校
職氏名

下記のとおり

氏名
本籍
学歴
資格

 に変更を生じたので、美祢市立学校職員服務規程第8条の規定に

より、関係書類を添えて届出ます。

記

変更の 内 容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 氏名又は本籍の変更の場合にあつては、戸籍抄本
- 2 学歴の変更の場合にあつては、卒業証明書
- 3 資格の変更の場合にあつては、資格取得証明書の写し

注 氏名の変更の場合にあつては、新氏名にふりがなを付けること。

(表)
年 出 勤 簿

月		年 出 勤 簿						No.
日		1	2	3	4	5	6	
1	16							職 名
2	17							
3	18							
4	19							
5	20							氏 名
6	21							
7	22							
8	23							
9	24							
10	25							
11	26							
12	27							
13	28							
14	29							
15	30							
	31							
病休(日・時)								
休職・停職・専休(日)								
特休(産休を除く。)(日・時・分)								
介護休暇(日・時)								
介護時間(時・分)								
子育て支援部分休暇(時・分)								
時間外勤務代替休暇(日・時・分)								
職 専 免 等(日・時)								
欠 勤(日・時(時))								
小 計(日・時)								
年 休(日・時)								
自 休(日)								
配 休(日)								
産休・育休(日)								
育短(日・時・分)								
部 休(時・分)								
修休(日・時・分)								
所 属 長 確 認								

(裏)

月		7	8	9	10	11	12	計
日								
1	16							
2	17							
3	18							
4	19							
5	20							
6	21							
7	22							
8	23							
9	24							
10	25							
11	26							
12	27							
13	28							
14	29							
15	30							
	31							
病休(日・時)								
休職・停職・専休(日)								
特休(産休を除く。)(日・時・分)								
介護休暇(日・時)								
介護時間(時・分)								
子育て支援部分休暇(時・分)								
時間外勤務代替休暇(日・時・分)								
職専免等(日・時)								
欠勤(日・時(時))								
小計(日・時)								
年休(日・時)								
自休(日)								
配休(日)								
産休・育休(日)								
育短(日・時・分)								
部休(時・分)								
修休(日・時・分)								
所属長確認								

別記様式第6号(第12条関係)

自己研修簿

職名				氏名			
承認申請	決裁	校長	教頭	申請期日	年 月 日	申請者 確認	
	研修目的						
	研修日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
	研修場所 (連絡先)						
研修内容							
報告	決裁	校長	教頭	報告期日	年 月 日	報告者 確認	
	研修日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
	研修場所						
研修内容、 研修成果、 提言等							

別記様式第7号(第13条関係)

休 暇 簿

職 名										氏 名									
決 裁	校 長	教 頭						請求等期日	請求者等確認										
								年 月 日											
休 暇 等 間	月 日 時 分から				日 時間				出 照		休 暇 等 累 計								
	月 日 時 分まで								勤 簿 合		年休	日 時間							
休 暇 等 区 分	1 年休										病休		日 時間						
	2 病休										特休		日 時間						
	3 特休										職専免等		日 時間						
	(公民権行使、官公署出頭、結婚、出産 育) 児、忌引、父母の祭日、生理、その他										職専免等		日 時間						
	4 職専免等										2から4までのうち必要な場合の理由等		日 時間						

別記様式第8号(第14条関係)

病 状 報 告 書

年 月 日

美祢市立 学校長様

美祢市立 学校

職氏名

年 月 日から病気休暇を受けて休養中ですが、現在の病状は、別紙診断書のとおりですから、美祢市立学校職員服務規程第14条第2項の規定により報告します。

添付書類

医師の診断書

別記様式第9号(第16条関係)

面接授業受講承認申請書

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校

職氏名

下記のとおり大学通信教育の面接授業に出席したいので、承認されるよう、美祢市立学校職員服務規程第16条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

大学・学部・学科名	
入学年月日	年 月 日
修得単位数	単位(年 月 日現在)
出席した面接授業の期間及び回数	
1 年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
2 年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
3 年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
今回の出席予定期間	
年 月 日から 年 月 日まで(日間)	

添付書類

在学証明書

別記様式第10号(第16条関係)

兼 職 ・ 兼 業 許 可 申 請 書

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校

職氏名

兼職

下記のとおり 兼業 をすることについて、許可されるよう、美祢市立学
営利企業への従事等

校職員服務規程 第16条第3項 の規定によりお願いします。
第18条

記

兼ねようとする職務・ 兼 務 の 名 称	
兼 職 ・ 兼 業 の 期 間	年 月 日 (日間) 年 月 日
職務・業務の従事場所	
職務・業務の内容	
職務・業務の態様	
報 酬	
営利企業への従事等を 必要とする理由	
そ の 他	

別記様式第11号(第16条関係)

職務専念義務免除承認申請書

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校

職氏名

下記のとおり職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号の承認を受けたいので、
美祢市立学校職員服務規程第16条第4項の規定により申請します。

記

職務に専念する義務の 免除が必要な理由	
職務に専念する義務の 免除が必要な期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで

別記様式第12号(第17条関係)

休 職 願

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校

職氏名

下記のとおり休養したいので、休職を発令されるよう、美祢市立学校職員服務規程第17条第1項の規定により、関係書類を添えてお願いします。

記

休 職 の 期 間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
傷 病 名	
備 考	

添付書類

医師2人の診断書

別記様式第13号(第17条関係)

復 職 願

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校

職氏名

下記のとおり休職中のところ、別紙診断書のとおり勤務に支障がないと認められたので、復職を発令されるよう、美祢市立学校職員服務規程第17条第2項の規定により、関係書類を添えてお願いします。

記

復 職 希 望 年 月 日	年 月 日
傷 病 名	
休 職 の 期 間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
備 考	

添付書類

医師2人の診断書

時間外勤務・休日勤務命令簿(勤務時間整理簿)
(年 月分)

所属長	職名	氏名	所属長	勤務命令(勤務)時間	勤務時間数	従事業務内容	勤務の区分														備考		
							時			間				外				務				休日勤務	夜間勤務
							25/100	50/100	100/100	125/100	135/100	150/100	60H前	50/100 (100/100)	25/100 (125/100)	15/100 (135/100)	160/100	175/100	50/100 (125/100)	25/100 (150/100)			
時	分	分	時	分	分	時	分	分	時	分	分	時	分	分	時	分	分	時	分	分			
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					
時	分	分																					

				勤務の区分																													
				時			間				外				務			休日勤務		夜間勤務													
				25/100	50/100	100/100	125/100	135/100	150/100	60H前	50/100 (100/100)	25/100 (125/100)	15/100 (135/100)	160/100	175/100	50/100 (125/100)	25/100 (150/100)	15/100 (160/100)	時間数	換算率	取得時間	算定額合計											
給料月額	科目名	時間	円	25/100			50/100			100/100			125/100			135/100			150/100			160/100			175/100			時間数	換算率	取得時間	算定額合計		
				時間	円	円	時間	円	円	時間	円	円	時間	円	円	時間	円	円	時間	円	円	時間	円	円	時間	円	円						
		時	円																														
		時	円																														
		時	円																														
		時	円																														
		時	円																														
		時	円																														
		時	円																														
		時	円																														
		時	円																														

注: 経費の支出科目が異なるときは、「備考」欄にその科目名を記入すること

別記様式第15号(第21条関係)

出張届

年 月 日

美祢市教育委員会様

美祢市立 学校

職氏名

下記のとおり出張するので、美祢市立学校職員服務規程第21条第1項の規定により届出ます。

記

用 務	
用 務 地	
期 間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで

国外・長期旅行承認願簿

職 名		氏 名							
決 裁	校長	教頭				申請 期日		申請 者の 確認	
旅 行 の 目 的									
旅 行 先									
期 間		年 月 日から (日間) 年 月 日まで							
不在中の処置									
旅行中の連絡先									
決 裁	校長	教頭				申請 期日		申請 者の 確認	
旅 行 の 目 的									
旅 行 先									
期 間		年 月 日から (日間) 年 月 日まで							
不在中の処置									
旅行中の連絡先									

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 20 号

令和 3 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動について

令和 3 年度美祢市教育委員会事務局職員の人事異動を下記のとおりとすることについて、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 令和 3 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動（別添のとおり）

議案第 21 号

美祢市学校医（内科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（内科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 学校医（内科医）の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（内科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
藤村 寛	医療法人社団寛仁会 藤村内科クリニック	伊佐小学校
横山 幸代	三澤医院	厚保小学校
山本 一誠	医療法人社団恵水会 山本医院	大嶺小学校
中元 起力	中元医院	麦川小学校
竹尾 善文	あきよし竹尾クリニック	於福小学校
原田 菊夫	医療法人原田外科医院	豊田前小学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	大田小学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	綾木小学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	淳美小学校
坂井 久憲	医療法人社団さかい内科クリニック	秋吉小学校
坂井 久憲	医療法人社団さかい内科クリニック	秋芳桂花小学校
中元 起力	中元医院	伊佐中学校
横山 幸代	三澤医院	厚保中学校
原田 菊夫	医療法人原田外科医院	大嶺中学校

竹尾 善文	あきよし竹尾クリニック	於福中学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	美東中学校
坂井 久憲	医療法人社団さかい内科クリニック	秋芳中学校

議案第 22 号

美祢市学校医（眼科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（眼科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 学校医（眼科医）の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（眼科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
内 翔平	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	伊佐小学校
湧田 真紀子	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	厚保小学校
長谷川 実茄	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大嶺小学校
湧田 真紀子	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	麦川小学校
内 翔平	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	於福小学校
湧田 真紀子	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	豊田前小学校
佐久間 彩乃	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大田小学校
長谷川 実茄	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	綾木小学校
長谷川 実茄	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	淳美小学校
竹中 優嘉	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋吉小学校
濱田 和花	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋芳桂花小学校
内 翔平	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	伊佐中学校
湧田 真紀子	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	厚保中学校
佐久間 彩乃	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大嶺中学校

内 翔平	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	於福中学校
佐久間 彩乃	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	美東中学校
竹中 優嘉	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋芳中学校

議案第 23 号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（耳鼻科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 学校医（耳鼻科医）の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（耳鼻科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
廣瀬 敬信	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	伊佐小学校
廣瀬 敬信	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	厚保小学校
津田 潤子	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大嶺小学校
竹本 洋介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大嶺小学校
津田 潤子	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	麦川小学校
竹本 洋介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	麦川小学校
狩野 有加莉	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	於福小学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	於福小学校
津田 潤子	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	豊田前小学校
竹本 洋介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	豊田前小学校
山形 朋靖	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大田小学校

潘 友季	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	綾木小学校
潘 友季	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	淳美小学校
坂本 めい	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	秋吉小学校
竹中 裕紀	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	秋吉小学校
坂本 めい	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	秋芳桂花小学校
竹中 裕紀	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	秋芳桂花小学校
廣瀬 敬信	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	伊佐中学校
廣瀬 敬信	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	厚保中学校
狩野 有加莉	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大嶺中学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大嶺中学校
狩野 有加莉	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	於福中学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	於福中学校
潘 友季	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	美東中学校
山形 朋靖	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	美東中学校
坂本 めい	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	秋芳中学校
竹中 裕紀	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	秋芳中学校

議案第 24 号

美祢市学校歯科医の委嘱について

下記の者を美祢市学校歯科医に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 学校歯科医の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（歯科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
田中 康雅	医療法人伊佐歯科診療所	伊佐小学校
辻 龍雄	つじ歯科クリニック	厚保小学校
來島 孝晴	医療法人社団玄晴会 きじま歯科クリニック	大嶺小学校
實能田 尚	みのだ歯科医院	麦川小学校
中嶋 文彦	美祢歯科医院	於福小学校
田中 康雅	医療法人伊佐歯科診療所	豊田前小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス 秋芳歯科医院	大田小学校
木林 弓人	みとう歯科医院	綾木小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス 秋芳歯科医院	淳美小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス 秋芳歯科医院	秋吉小学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス 秋芳歯科医院	秋芳桂花小学校
實能田 尚	みのだ歯科医院	伊佐中学校
辻 龍雄	つじ歯科クリニック	厚保中学校

來島 孝晴	医療法人社団玄晴会 きじま歯科クリニック	大嶺中学校
中嶋 文彦	美祢歯科医院	於福中学校
橋本 正明	はしもと歯科医院	美東中学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス 秋芳歯科医院	秋芳中学校

議案第 25 号

美祢市学校薬剤師の委嘱について

下記の者を美祢市学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 学校薬剤師の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 学校薬剤師の氏名

氏 名	所 属	担当校
末岡 章弘	みね薬局	伊佐小学校
真瀬 真佐子	—————	厚保小学校
川越 陽子	みね薬局	大嶺小学校
真瀬 真佐子	—————	麦川小学校
玉井 賢悟	秋芳薬局	於福小学校
堀田 慶子	美祢社会復帰センター薬局	豊田前小学校
野山 友志	フラワー薬局ほたるの里店	大田小学校
永田 可奈子	美秋薬局	綾木小学校
北川 建	ファミリー薬局	淳美小学校
玉井 賢悟	秋芳薬局	秋吉小学校
北川 建	ファミリー薬局	秋芳桂花小学校
篠田 南海子	篠田薬局	伊佐中学校
真瀬 真佐子	—————	厚保中学校
川越 陽子	みね薬局	大嶺中学校

玉井 賢悟	秋芳薬局	於福中学校
野山 友志	フラワー薬局ほたるの里店	美東中学校
川越 陽子	みね薬局	秋芳中学校

議案第 26 号

美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
櫛崎 和美	大田ふるさと振興会長	
徳増 壽生	長登古代銅製錬愛好会長	新規
藏重 宏史	長登銅山跡環境整備有志の会代表	新規
山本 勉	(一社) 美祢市観光協会会長	新規
森重 武久	美東町文化研究顧問	
藏本 隆博	美祢市文化財保護審議会会長	
池田 洋一	美祢市立大田小学校校長	
杉 博司	美祢市立美東中学校校長	

議案第 27 号

美祢市立重安小学校 学校運営協議会委員の解任について

下記の者を美祢市立重安小学校 学校運営協議会委員から解任したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 解任日 令和 3 年 3 月 31 日

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
竹田 龍也	重安小 PTA 会長	
柴崎 芳輝	地域住民	
来住 幸一	地域住民	
中嶋 誠	見守り隊	
篠田 美智子	民生児童委員	
藤田 博子	民生児童委員	
柴崎 良子	地域住民	
中村 真由美	地域住民	
末永 康二	地域住民	
石井 和幸	地域住民	
中島 守	見守り隊	
河村 恵美子	地域住民	
阿部 仁志	地域住民	

藤本 義彦	重安小学校長	
山田 恵子	重安小学校教頭	
村上 幸恵	学識経験者	
河地 徹	学識経験者	
河野 勇哲	光輪保育園副園長	

議案第 28 号

美祢市立大嶺小学校 学校運営協議会委員の任命について

下記の者を美祢市立大嶺小学校学校運営協議会委員に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
河野 勇哲	光輪保育園副園長	

議案第 29 号

美祢市教育支援委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市教育支援委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
横山 幸代	三澤医院	
中元 起力	中元医院	
金子 里美	美祢市市民福祉部地域福祉課主幹	
安部 悦子	美祢市市民福祉部地域福祉課家庭児童相談員	
勝谷 直美	美祢市ことばの教室幼児部指導員	
山本 幸江	ダイケアセンターコアラハウス指導員	
栗原 郁子	スクールカウンセラー	
天田 直美	美祢市特別支援教育連携推進員	

議案第 30 号

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の委嘱について

下記の者を美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
安倍 悦子	家庭児童相談員	再任
上利 真澄	家庭教育アドバイザー養成講座修了者	再任
田中 和代	家庭教育アドバイザー養成講座修了者	再任
新藤 祐子	主任児童委員	新任

議案第 31 号

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会委員の委嘱について

下記の者を特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
吉村 和久	九州大学名誉教授（化学）	
石原 与四郎	福岡大学理学部助教（地質）	
鮎沢 潤	福岡大学理学部助教（地質）	
久間 英樹	松江工業高等専門学校教授（電子制御工学）	
堀 学	山口大学理学部准教授（生物）	
後藤 聡	日本洞窟学会会長（洞窟写真）	